附則別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後

（記録）

第六条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～十二　略］	［略］	［略］
十三　工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録		
イ　放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録		
(1)　放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(2)　放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(3)　放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(4)　放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	選択の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(5)　評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(6)　放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果		
ロ　放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録		
(1)　放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(2)　放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(3)　放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間

改正前

（記録）

第六条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～十二　同上］ ［号を加える。］	［同上］	［同上］